

安全データシート

Wash Buffer 1 50 mL (120-001-349)

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 Wash Buffer 1 50 mL
 製品コード 120-001-349
 供給者の会社名称 ミルテニーバイオテック株式会社
 住所 東京都江東区冬木16番10号
 電話番号 03-5645-8910
 FAX番号 03-5645-8911
 電子メールアドレス macs@miltenyibiotec.jp
 推奨用途及び使用上の制限 試験研究用

上記試薬は、下記の製品に含まれています

品名	オーダー番号	量
μMACS c-myc アイソレーションキット	130-091-123	50 mL x 1 本
μMACS HA アイソレーションキット	130-091-122	50 mL x 1 本
μMACS His アイソレーションキット	130-091-124	50 mL x 1 本
μMACS GFP アイソレーションキット	130-091-125	50 mL x 1 本
μMACS GST アイソレーションキット	130-091-370	50 mL x 1 本
μMACS DYKDDDDK アイソレーションキット	130-101-591	50 mL x 1 本
μMACS 抗c-myc スターティングキット	130-091-284	50 mL x 1 本
μMACS 抗HA スターティングキット	130-091-286	50 mL x 1 本
μMACS 抗His スターティングキット	130-091-285	50 mL x 1 本
μMACS 抗GFP スターティングキット	130-091-288	50 mL x 1 本
μMACS 抗GST スターティングキット	130-091-493	50 mL x 1 本
μMACS 抗DYKDDDDK スターティングキット	130-101-636	50 mL x 1 本

2. 危険有害性の要約

GHS分類

健康有害性 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分外
 環境有害性 水生環境有害性(急性) 区分3
 水生環境有害性(長期間) 区分外

GHSラベル要素

危険有害性情報 H402 水生生物に有害

注意書き

安全対策
 廃棄

環境への放出を避けること。(P273)
 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の
 廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
Igepal CA-630 (ポリエチレングリコール=tert-オクチルフェニル=エーテル)	1% 以上 5% 未満	不明	不明	不明	9002-93-1
ラウリル硫酸ナトリウム (SDS)	0.1%	CH3CH2(C H2)10O SO3Na	(2)-1679	既存	151-21-3

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

4. 応急措置

【SDS105-A】

吸入した場合		空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
皮膚に付着した場合		気分が悪い時は、医師に連絡すること。 水と石鹼で洗うこと。 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。
眼に入った場合		眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合		水で数分間注意深く洗うこと。 口をすすぐこと。 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
5. 火災時の措置		
消火剤		大火災：散水、噴霧水、一般の泡消火剤。 小火災：粉末消火剤、二酸化炭素、散水。 周辺火災の種類に応じて適切な消火剤を用いる。 この製品自体は、燃焼しない。
使ってはならない消火剤 特有の消火方法 消火を行う者の保護		棒状注水。 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。
6. 漏出時の措置		
人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置		直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
環境に対する注意事項		関係者以外は近づけない。 作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
封じ込め及び浄化の方法 及び機材		本製品は、水汚染物なので土壌汚染、もしくは排水溝及び排水系及び大量の水に流入することを防止す物質を吸込み又は掃き取って廃棄用容器に入れること。 除去後、汚染現場を水で完全に洗浄する。
7. 取扱い及び保管上の注意		
取扱い	技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
	安全取扱注意事項	取扱い後はよく手を洗うこと。 飲み込みを避けること。 皮膚との接触を避けること。 ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。
保管	接触回避 安全な保管条件	『10. 安定性及び反応性』を参照。 2-8℃にて保管。UV、放射線、太陽光を避けること。 冷凍しないこと。
	安全な容器包装材料	包装、容器の規制はないが密閉式の破損しないものに入れる。
8. ばく露防止及び保護措置		
設備対策		本製品を貯蔵又は使用する設備は、眼洗浄施設及び安全シャワーを設置したほうがよい。
保護具		情報なし
9. 物理的及び化学的性質		
外観	物理的状態 形状 色	液体 液体 無色 - 薄い黄色
臭い		無臭

【SDS105-A】

臭いのしきい(閾)値		データなし
pH		6.0 - 8.0
融点・凝固点		データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲		100.0000°C
引火点		データなし
蒸発速度		データなし
燃焼性(固体、気体)		データなし
燃焼又は爆発範囲	下限 上限	データなし データなし
蒸気圧		データなし
蒸気密度		データなし
比重(密度)		1 g/cm ³
溶解度		高溶解性
n-オクタノール／水分配係数		データなし
自然発火温度		データなし
分解温度		データなし
粘度(粘性率)		データなし
動粘性率		データなし
10. 安定性及び反応性		
反応性		情報なし
化学的安定性		情報なし
危険有害反応可能性		情報なし
避けるべき条件		長時間の光暴露によって、分解を起こす可能性あり
混触危険物質		情報なし
危険有害な分解生成物		情報なし
11. 有害性情報		
急性毒性	経口 経皮 吸入	区分外に該当。 区分外に該当。 (蒸気) 区分外に該当。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。
呼吸器感作性又は皮膚感作性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。
生殖細胞変異原性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。
発がん性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。
生殖毒性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分外に該当。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)		区分1(全身毒性)の成分が5%以上10%未満のため、区分2(全身毒性)に該当。
吸引性呼吸器有害性		動粘性率が不明のため、分類できないに該当。
12. 環境影響情報		

【SDS105-A】

水生環境有害性(急性)	(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が110%のため、区分3に該当。
水生環境有害性(長期間)	(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が10.1%のため、区分外に該当。
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意 残余廃棄物

廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

汚染容器及び包装

14. 輸送上の注意 国際規制

海上規制情報	非該当
Marine Pollutant	Not applicable
Transport in bulk	Not applicable
according to	
MARPOL	
73/78,Annex II ,and	
the IBC code.	

国内規制

航空規制情報	非該当
陸上規制	非該当
海上規制情報	非該当
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附	非該当
属書II 及びIBC コー	
ドによるばら積み輸	
送される液体物質	

緊急時応急措置指針番号

航空規制情報	非該当
	なし

15. 適用法令

化審法
 海洋汚染防止法
 外国為替及び外国貿易法

優先評価化学物質(法第2条第5項)
 有害でない物質(施行令別表第1の2)
 輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2の2号承認」
 輸出貿易管理令別表第1の16の項
 輸出貿易管理令別表第2(輸出の承認)
 廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号)

特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

ポリ(オキシエチレン)＝オクチルフェニルエーテル(政令番号:408)(1%以上 5%未満)

16. その他の情報 連絡先

ミルテニーバイオテック株式会社 TEL: 03-5646-8910

【SDS105-A】

その他

上記の情報は調査して記したのですが、全てを網羅していない可能性がありますので、取扱いの際には十分注意して下さい